

交際費等の範囲と損金算入の計算 交際費等と広告宣伝費との区分

1. 交際費等の範囲

交際費等とは、交際費、接待費、機密費その他の費用で、法人が、その得意先、仕入先その他事業に関係のある者等に対する接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のために支出する費用をいいます。

次に掲げる ～ の費用は交際費等から除かれます

専ら従業員の慰安のために行われる運動会、演芸会、旅行等の費用

飲食費で、参加者一人当たりの支出額が5,000円以下である費用

次の事項を記載した書類を保存しておく必要があります

- イ：飲食等の年月日
- ロ：参加した得意先・仕入先その他事業に関係のある者等の氏名又は名称及びその関係
- ハ：飲食費等に参加した者の人数
- ニ：費用の金額及び飲食店の名称・所在地

その他の費用

- イ：カレンダー、手帳、扇子、うちわ、手ぬぐいその他これらに類する物品を贈与するための費用
- ロ：会議に関連して、茶菓子、弁当その他これらに類する飲食物を供与するために要する費用
- ハ：新聞、雑誌等の出版物又は放送番組を編集するために行われる座談会その他記事の収集のために要する費用



2. 損金不算入の計算

< 原則 > 全額が損金不算入！！

ただし、下記の（１）、（２）の区分に応じ、一定の措置が設けられています。

（１）期末の資本金の額又は出資金の額が1億円以下である法人・・・中小企業

イ：平成25年3/31以前に開始する事業年度

交際費等の額のうち、600万円に該当事業年度の月数を乗じ、これを12で除して計算した金額に達するまでの金額を10%に相当する金額と、交際費等の額が旧定額控除限度額に達するまでの金額を超える場合におけるその超える部分の金額の合計額が損金不算入

ロ：平成25年4/1～平成26年3/31の間に開始する事業年度

交際費等の額のうち、800万円に該当事業年度の月数を乗じ、これを12で除して計算した金額に達するまでの金額を超える部分の金額が損金不算入

ハ：平成26年4/1以後に開始する事業年度

損金不算入額は次のいずれかの金額となります。

交際費等のうち、飲食費に要する費用の50%に相当する金額を超える部分の金額

上記ロの金額（定額控除限度額）を超える部分の金額

（２）上記（１）以外の法人・・・大企業

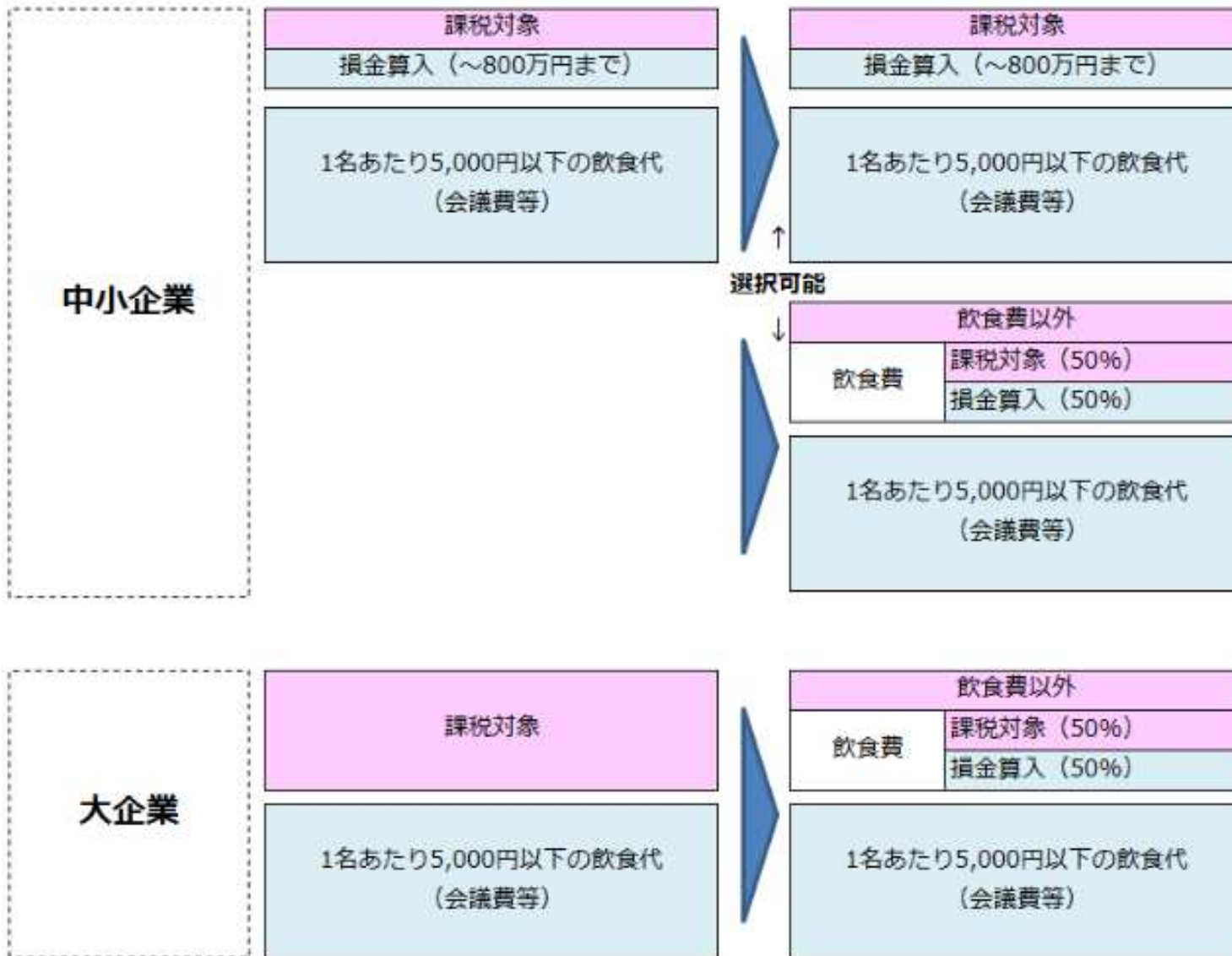
イ：平成26年3/31以前に開始する事業年度・・・交際費等の額全額が損金不算入

ロ：平成26年4/1以後に開始する事業年度・・・損金不算入額は、上記（１）のハの金額

2. 損金不算入の計算

ロ：平成25年4/1～平成26年3/31
に開始する事業年度

ハ：平成26年4/1以後
に開始する事業年度



交際費等と広告宣伝費との区分

カレンダー、手帳、手ぬぐいなどを贈与するために通常要する費用や次のような**不特定多数の者**に対する宣伝的效果を意図した費用は、交際費等には含まれないものとされ、広告宣伝費となります。

製造業者や卸売業者が、抽選により、一般消費者に対し金品を交付するための費用又は一般消費者を旅行、観劇などに招待するための費用

製造業者や卸売業者が、金品引換券付販売に伴って一般消費者に金品を交付するための費用

製造業者や卸売業者が、一定の商品を購入する一般消費者を旅行、観劇などに招待することをあらかじめ広告宣伝し、その商品を購入した一般消費者を招待するための費用

④小売業者が商品を購入した一般消費者に対し景品を交付するための費用

一般の工場見学者などに製品の試飲、試食をさせるために通常要する費用

得意先などに対して見本品や試用品を提供するために通常要する費用

製造業者や卸売業者が、一般消費者に対して自己の製品や取扱商品に関するモニターやアンケートを依頼した場合に、その謝礼として金品を交付するための費用

区別のポイント：対象者が「一般消費者」（不特定多数の者）であるか

yes

広告宣伝費

5

no

交際費

